

経営者・総務担当者の方へ

マイナンバー制度 セミナー

講
受
料
無



「マイナンバー制度は、
中小企業でも準備が必要となります。」

マイナンバー制度 概要

- ☐ 平成27年10月 国民の一人一人に個人番号（マイナンバー）が通知されます。
- ☐ 平成28年1月 マイナンバーの利用が開始されます。
- ☐ 社会保障、税、災害対策などの行政手続でマイナンバーが必要となります。
- ☐ マイナンバーが利用される具体例（年金・雇用保険・健康保険、年末調整、確定申告など）

セミナーの内容

- ☐ 企業が知っておくべきマイナンバー制度
- ☐ 社会保険・所得税との関係
- ☐ 経理事務・総務事務との関係
- ☐ マイナンバーの利用範囲
- ☐ 個人情報保護・管理方法 など

マイナンバー制度
平成28年1月スタート！

マイナンバー制度セミナー

日時：8月20日（木）午後1時30分～3時30分

場所：金武町商工会

講師：久高 幸広 社会保険労務士

申込は、FAX・お電話で 金武町商工会へ

FAX：098-968-4725 / 電話：098-968-2491

企業名		氏名	
企業名		氏名	